

2. 高額療養費の自己負担限度額を超える医療費の支払いが不要になります

※マイナ保険証のみならず、資格確認書や従来の被保険者証（2025年12月1日まで）でも同様です。

（健保組合にマイナンバーを届出いただくことが必要です。）

以下のいずれかの方法により、医療機関窓口での支払額を軽減することができます（国の高額療養費制度における自己負担限度額を超える医療費の支払い免除を受けられます）。

（1）マイナ保険証を利用する場合

マイナ保険証で受診した場合、高額療養費制度の自己負担限度額を超える部分の支払が免除されます。

（医療機関のカードリーダーによっては、高額療養費の情報提供に関する同意画面で「同意する」を選択する必要がある場合があります。詳細は医療機関にお尋ねください。）

（2）従来の健康保険証を利用する場合

医療機関受診の際、「高額療養費の制度を利用したいのでオンライン資格確認で必要な情報（限度額適用認定証情報）を取得してほしい」旨を伝え、高額療養費制度の自己負担限度額を超える部分の支払が免除されます。

（医療機関によって対応方法が異なりますので、くわしくは治療等を受ける医療機関にお尋ねください。）

<ご留意事項>

●マイナンバーの届出が必要です

（1）（2）いずれの場合も、「健保組合にマイナンバーを会社経由で届け出ていること」が必須条件となります。（任意継続・特例退職の方は健保組合に直接届出）

マイナンバーを届け出していない場合はオンライン資格確認が利用できませんのでご注意ください。

●支払いが不要になるのは高額療養費の自己負担限度額を超える部分です

付加給付（一部負担還元金・家族療養付加金等）は後日健保組合から支給します。医療機関窓口でのひと月あたりの自己負担金額の上限が25,000円（被扶養者（ご家族）は50,000円）となるものではありませんのでご注意ください。

高額療養費（国の制度）にかかる自己負担限度額は標準報酬月額により異なります。マイナポータル「わたしの情報」または申請し交付を受けた限度額適用認定証で確認できる「適用区分」と、自己負担限度額表（次ページに掲載）にてご確認ください。

<自己負担限度額表>

(70 歳未満の方)

区分		自己負担限度額
	標準報酬月額	
ア	83万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
イ	53万～79万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
ウ	28万～50万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
エ	26万円以下	57,600円

(70 歳以上の方)

当健保組合の特例退職者制度加入の 70 歳以上の方の適用区分は以下のとおりとなります。

自己負担割合 3 割の方→現役並み I

自己負担割合 2 割の方→一般

区分		自己負担限度額	
		個人ごと (外来)	世帯ごと (外来+入院)
現役並み 所得者 (高齢受給者証の 負担割合3割)	現役並みⅢ (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当 140,100円]	
	現役並みⅡ (標準報酬月額 53万～79万円)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当 93,000円]	
	現役並みⅠ (標準報酬月額 28万～50万円)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当 44,400円]	
一般 (高齢受給者証の 負担割合2割)	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 <年間上限 (前年8月～7月) > 144,000円	57,600円 [多数該当 44,400円]